

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和4年4月28日

2. 認定事業適応事業者の名称

フリービット株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の欲求はマズローの5段階説の「安全欲求」まで下がったが、ワクチン普及等による同感染症の収束により、より高次の欲求（＝コト消費）が復活すると想定している。このような状況を踏まえ、持続可能な社会への移行に必要な、5G時代ならではの「安心・安全な生活」「健康」「働き方」「住まい」等の様々な「コト」市場の創造を支援する事業プラットフォームを新たに構築・提供する。

また、同感染症の拡大及び5G回線の本格普及によるインターネットインフラへの需要の増加に伴うデータセンター及びインターネット回線の負荷の増加を見据え、関連設備の統廃合を行うことにより、設備の能率を向上させる。

これらのアフターコロナ時代のニーズに即した事業の提供により、競合他社との差別化を図り、さらなる発展を目指す。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

様々な「コト」市場の創造を支援する事業プラットフォームの提供並びにデータセンター及びインターネット回線の関連設備の統廃合により、計画終了年度（令和6年4月期）におけるEBITDAマージンが、基準年度（令和3年4月期）比で5%ポイント以上向上することを目指す。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

財務内容の健全性の向上としては、計画終了年度（令和6年4月期）において、有利子負債がキャッシュフローの10倍以下になることを目標とする。また、経常収支比率は100%を上回ることを目標とする。

(4) 事業適応の類型

成長発展事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

・情報サービス業（39）

（選定の理由）

同事業において、これまで固定回線及びモバイル回線インフラやクラウド環境の提供を行ってきたが、5Gの本格普及や新型コロナウイルス感染症の拡大等によるインターネットインフラに対する今後の需要の変化を踏まえ、既存の事業に加え、「安心・安全な生活」「健康」「働き方」「住まい」等の「コト」市場の創造を支援する事業プラットフォーム提供事業を立ち上げ、新たな需要を開拓していく。

・通信業（37）

（選定の理由）

新型コロナウイルス感染症の拡大及び5G回線の本格普及によるインターネットインフラ需要増に伴うデータセンター及びインターネット回線の負荷増を見据え、関連設備の統廃合を行うことにより、設備の能率の向上を目指す。

(6) 事業適応の具体的内容

令和3年11月に、既存プラットフォームに極力依存しないアーティスト独自のプラットフォーム環境を提供する「StandAlone」を、令和4年5月に、生体認証型USBを挿すだけでリモートワークを瞬時に実現するサービスをはじめとした「働き方」を支援する「Mosaic」及び総務・人事のDXも推進するサービスをはじめとした「安心・安全な生活」を支援する「TONE Care」等、様々な「コト」市場の創造を支援する事業プラットフォームのサービスを提供し、さらなる研究開発等を行いアップデートすることで、より良いサービス提供を実現し、令和6年4月期における新サービスの売上高の合計額がフリービット株式会社全体の売上高の1%以上となることを目指す。

また、5Gへの技術的対応及び設備の能率の向上を目的として、データセンター設備及び網終端装置（NTTとISPの接続点となる装置）の統廃合を行うことで、レイテンシー（データの処理に伴う遅延）を大幅に減少させ、モバイル回線、固定回線やクラウドサービスといった幅広いサービスの原価低減を実現し、令和6年4月期における関連サービスの売上原価の額をその売上高の額で除した値を令和3年4月期の当該値より5%以上低減させることを目標にする。

産業競争力強化法第21条の28第1項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 令和4年4月28日

終了時期 令和6年4月30日